

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

和解案受諾
要求書

平成26年7月24日

浪江町長

馬場 有

浪江町行政区長会長

佐藤 秀三

平成26年1月15日、貴社は、「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」として「3つの誓い」を掲げ、原発被災者に対し「和解仲介案の尊重」を誓った。

しかし、当町が町民約1万5千人の代理人として申立をした浪江町ADR集団申立（平成25年（東）第1479号ほか）の和解仲介案を貴社は尊重しない。貴社が「損害賠償の迅速かつ適切な実施」を拒否しただけでなく、半年前に立てたばかりの誓いを裏切り、被害者の心情をさらに踏みにじったことは許されることではない。

貴社が「和解仲介案の尊重」を改めて誓い、原発被災者の被害回復に真摯に取り組むことを期待し、下記のとおり要求する。

記

「新・総合特別事業計画」で誓約した「和解仲介案の尊重」を遵守し、当町が代理人として申立をした和解仲介手続に対する和解仲介案を速やかに受諾せよ。